

## 東日本大震災への対応について

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。  
福井地方法務局では、東日本大震災に伴う土地や建物の登記についての御相談を受け付けております。御相談は、最寄りの法務局へお問い合わせください。  
※福井県内の法務局の連絡先については、[こちら](#)を御覧ください。

東日本大震災に伴って生じる様々な人権問題について、全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口にて御相談に応じています。 [詳細](#)

\*\*\*\*\*

### ※東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例について

平成 23 年 4 月 27 日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行され、登録免許税を免除する特例が設けられました。 [詳細](#)

\*\*\*\*\*

### ※東日本大震災で被災した建物・船舶に係る登記手数料の特例について

平成 23 年 5 月 13 日に「東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令」が施行され、登記事項証明書の交付請求（オンライン交付請求は除く。）に関する手数料を免除する特例が設けられました。 [詳細](#)

\*\*\*\*\*

### ※東日本大震災に伴う所有権の移転等の登記における課税標準の取扱いについて

東日本大震災に係る被災者生活再建支援法が適用された地域に存する不動産について、登録免許税の課税標準に不動産の価格を用いる場合の「調整割合」が定められました。 [詳細](#)

\*\*\*\*\*

その他法務省ホームページに、東日本大震災への対応について掲載されています。 [詳細](#)